

市内小規模多機能型居宅介護事業所 管理者様

羽曳野市総務部指導監査室長

平成27年4月からの指定小規模多機能型居宅介護事業所における評価方法について

平素は本市保健福祉行政及び介護保険事業の円滑な推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、地域密着型（介護予防）サービス基準省令及び市基準条例の改正により、平成27年4月1日から、小規模多機能型居宅介護事業所等における外部評価につきましては、事業所が自らその提供するサービスの質の評価を行い（自己評価）、これを市や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告したうえで公表する仕組みとなりました。

この度、新たな評価の仕組みについて、厚生労働省から通知が発出されましたのでお知らせしますとともに、貴事業所におかれましても基準に則って適切に実施していただきますようお願いいたします。

なお、今回の評価方法の見直しの対象サービスに認知症対応型共同生活介護は含まれておりませんので、認知症対応型共同生活介護事業所におかれましては、これまで通り、自己評価及び外部評価を実施していただくこととなりますので、申し添えさせていただきます。

記

【送付書類】

- 平成27年3月27日付け老振発第0327第4号 老老発第0327第1号各都道府県介護保険担当主管部（局）長あて厚生労働省老健局振興課長老人保健課長連名通知
※上記通知に示されているサービスごとの様式のうち、小規模多機能型居宅介護に関する様式（別紙2-1、2-2、2-3、2-4）のみ添付しています。
- 小規模多機能型居宅介護事業「サービス評価」の概要
- 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A抜粋（問161）

<お問い合わせ先>

羽曳野市 総務部 指導監査室 事業者指定・指導担当

TEL 072-958-1111（代） 内線1390

Fax 072-947-3861

E-mail sidou-kansa@city.habikino.lg.jp

「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」の送付について

問 161

小規模多機能型居宅介護事業所が、平成27年度の評価について、改正前の制度に基づき、指定外部評価機関との間で既に実施契約を締結しているが、あくまでも改正後の手法により評価を行わなければならないのか。

(答)

改正前の制度に基づき、指定外部評価機関との間で既に実施契約を締結している指定小規模多機能型居宅介護事業者については、平成27年度に限り、「指定地域密着着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準台乗の37第1項に定める介護・医療連携会議、第85乗第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施について」（平成27年3月27日付老振発第0327第4号・老老発第0327第1号）によりお示ししている評価手法によらず、改正前の制度に基づく外部評価を実施した上で、当該評価結果を運営推進会議に報告し公表することにより、改正省令に基づく評価を行ったものとみなして差し支えない。